

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年11月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：カンボジア国プノンペン都市圏における広域固形廃棄物管理マスタープラン策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：カンボジア国プノンペン都市圏における広域固形廃棄物管理マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号：25a00576

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年11月12日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国プノンペン都市圏における広域固形廃棄物管理マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年1月 ～ 2028年4月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度(2026年10月頃)
- 2) 2027年度(2027年10月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年11月18日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年11月18日 12時まで
3	質問への回答	2025年11月21日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年12月5日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年12月16日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「カンボジア国プノンペン都市圏における広域固形廃棄物管理マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a01075）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/7b1wZkPE6E>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☑ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な調査項目に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

☑ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	先方の状況に寄り添った、実現可能なM/P策定のための作業手順・基本方針	第3条2.＜留意事項＞（2）・（3）・（4）、第4条2.（1）・（2）・（3）
2	プロジェクト終了までのM/Pの確実な承認に向けた作業手順・基本方針（具体的な活動含む）	第4条2.（4）
3	主要C/P（MoE、PPCA、EML、EWP）に対する能力強化活動の内容・作業手順・基本方針（具体的な活動含む）	第3条2.＜留意事項＞（7）、第4条2.（6）

4	日本企業との連携促進に係る作業手順・基本方針（具体的な活動含む）	第3条2. <留意事項>（6）、 第4条2.（7）
5	本邦研修の概要（目的、内容、期間、回数、対象人数及び対象機関など）	第4条2.（8）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人、法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025 年 5 月-6 月
- ・ RD 署名：2025 年 10 月 7 日
- 別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

<実施方針>

本プロジェクトの目標は、プノンペン都市圏を対象とした広域固形廃棄物管理マスタープラン（M/P）を策定することである。この目標達成に向けて、取組みのステップおよび／もしくは構成内容として、以下三つのコンポーネントを据えている。すなわち、1) 廃棄物管理に係る現状調査・分析、2) 広域固形廃棄物管理M/P策定、3) 廃棄物管理に係る能力強化である。必要に応じて、1) の前に、あるいは並行してQuick Response Review及びQuick Response Plan策定を実施すること（<留意事項>（4）を参照）。

1) の現状調査・分析は、M/Pを策定するにあたって、必須の第一ステップとなるコンポーネントであり、対象地における廃棄物セクターの現状を多様な側面から調査、分析する。この結果が、続く2) のM/Pで対象とする分野の絞り込みに直結する。2) のM/Pは、現状の想定では新規処分場の建設に伴う、収集運搬計画を中心的なテーマとしながら、既存処分場の取り扱いや中継施設・中継輸送にかかる将来像などに関する2035年を目標年とした計画を策定する。3) の能力開発とは、1) と2) の取組みを、能力強化という視点で整理したものである。実際には1)、2) の調査、分析、計画策定を専門家と先方カウンターパート（C/P）が協働することで、OJTの観点から能力が強化されることを表現したものとなる。このフレームの中で、本邦研修やセミナー開催などを実施する。

なお、1) の現状調査・分析はプロジェクト開始後概ね6か月以内に完了させ、2) のM/Pはプロジェクト開始後18か月で策定完了させ、プロジェクトが終了する24か月目までに先方政府内でM/Pが承認されるよう、活動を行うこと。3) の能力強化活動はプロジェクト全期間を通じて実施する。詳細は<留意事項>（5）を参照。

<留意事項>

（1） 本プロジェクトの対象地

プノンペン都内及びカンダル州にあるToul Prech新規処分場を対象とすることで先方と合意している。ただし、Toul Prech新規処分場の運用が開始された際、プノン

ペン都のごみのみならず、同処分場から近い周辺州（カンダル、コンポンスプー、コンポンチュナン）の自治体のごみが搬入される可能性がある。

それぞれの州内では民間委託業者（以下、「民間業者」）が住民からごみ料金を集めてごみ収集から最終処分までを行っているため、現在Toul Prech新規処分場の管理者になる環境省（以下、「MoE」）傘下の中継施設・最終処分場管理公社（以下、「EML」）は周辺州で活動しているこれら民間業者とToul Prech新規処分場の利用に関して協議を行っている。EMLによると、詳細計画策定調査を実施した2025年6月時点では、既にコンポンスプー州の東側（州内でToul Prech新規処分場に近い側）のごみ収集及び処理サービスを担っている民間業者1社とEMLの間でToul Prech新規処分場搬入に関する合意を得ている。このような地方の民間業者にとってはこれまで埋立処分を自社の責任で行っていたが、Toul Prech新規処分場を利用することで料金が発生する一方で適正な埋立処分サービスを受けられる利点もある。

プロジェクト開始後は速やかにEMLと現在の隣接周辺州の各民間業者との交渉状況及びToul Prech新規処分場の利用者について確認し、M/Pの最終処分コンポーネントの検討を進めるにあたって、これら隣接周辺州よりToul Prech新規処分場に搬入予定の都市廃棄物も考慮することについてMoE等関係機関と協議を進めること。

（２） 本プロジェクトの実施体制・オーナーシップの醸成

本プロジェクトで想定しているC/Pは主に4つの機関である。一つ目は中核となりプロジェクト全体を総括する環境省（MoE）固形廃棄物管理部である。2つ目、3つ目、4つ目はプノンペン都（以下、「PPCA」）廃棄物管理課、MoE傘下の中継施設・最終処分場管理公社（EML）、PPCA傘下の固形廃棄物管理公社（以下、「EWP」）である。

なお、主要C/Pである4つの機関含む、本プロジェクトに関わる先方関係者及び役割の一覧は以下の通りである。

組織	役割
環境省	全国の都市廃棄物管理事業を統括する役割を有している。国家都市廃棄物管理委員会の委員長を務める。プノンペン都市圏広域廃棄物管理 M/P の策定主体者となる。
経済財務省	直接的に廃棄物事業に関わるわけではないが、環境省やEML、EWPなどが実施する事業の財務管理を行うなど、廃棄物事業の予算面を所掌する。
EML 国公社	最終処分場と中継施設を運営することを目的として2020年に設置された機関である。Toul Prech 新規処分場の運営主体であり、これからブオンタモックとダンコール処分場跡地に建設される予定の中継施設についても運営を行う。同公社が直接的に施設運営を行う想定となっているが、上層部などの決定によって民間委託となる可能性もある。 また、同公社が直接運営しないものの、全国に存在する他の最終処分場への技術的助言や指導などの役割も有している。
PPCA	現時点では、プノンペン都内で発生するごみの収集運搬から最終処分までの管理責任を有している。ただし、市民からのごみ収集と運搬については EWP が事業管理を担っているため、PPCA が直接実施している事業としてはダンコール処分場の運営のみとなる。 Toul Prech 新規処分場の運営開始後は同処分場までの運搬までが管理責任に限定される。また中継施設の運営開始後は同中継施設

	までの運搬までが管理責任に限定される。
EWP 都公社	PPCA の管理の元に、ごみの収集運搬の事業管理を実施している。具体的には市民からのごみ料金を徴収しており、また収集運搬業務が委託されている 3 社の民間業者の監理を行っている。
3社の民間収集運搬業務委託会社（CINTRI, 800 Super, Mizuda）	EWP都公社からの委託を受けて、プノンペン都のごみ収集運搬を実施している。現契約期間は各社2021年~2031年までで、プノンペン都の3地域を各社分担して実施している。EWP都公社との契約内容はごみ収集運搬業務の他、住民啓発業務も含まれている。
近隣州（カンダル州、コンポンスパー州、コンポンチュナン州など）	現在は、それぞれの州内で民間業者が住民からごみ料金を集めてごみ収集から最終処分までを行っている。このような民間業者によるサービスは、典型的に各州や郡の都市部や中心部に限定される。Toul Prech 新規処分場の運用が開始された場合に、同処分場から近い自治体のごみが搬入される可能性がある。

（詳細計画策定調査報告書より）

本プロジェクトの実施体制として、プロジェクトの最終意思決定を行う合同調整委員会（Joint Coordinating Committee. 以下「JCC」）及びその下にTechnical Working Group (TWG)を3つ設置する。以下が各TWGの概要：

- ① TWG-1 ‘Collection and Transfer’（PPCA、EWP主体）では、中継施設コスト（単価）と中継輸送コスト（単価）を概算見積ることによって(i)Toul Prech新規処分場へ直送、(ii)ダンコール中継輸送、(iii) ブオンタモック中継輸送の選択肢からの最適案を、プノンペン都内14地区の各々に対して、絞り込む検討を行う。
- ② TWG-2 ‘Toul Prech new landfill and transfer stations’（MoE、EML主体）ではダンコール中継施設とブオンタモック中継施設の適正規模積算や機能の検討を行い、これに基づき、各中継施設からToul Prech新規処分場までの中継輸送大型車両の技術仕様等を検討する。
- ③ TWG-3 ‘Existing landfill site’（MoE・EML側、PPCA・EWP側の双方参加）では、PPCA側からEML側へダンコール既存処分場を引渡す課題に対処する。同所のclosure, post-closure, landfill gas monitoring等の内容とタイムスケジュールを検討する。

なお、プロジェクトダイレクターおよびプロジェクトマネージャーはMoEから配置する。また、PPCAからもPPCAプロジェクトコーディネーターを投入し、主にPPCA管轄内における調査、分析、計画策定にかかる活動の調整やモニタリング、意思決定を担う。プロジェクトダイレクターおよびプロジェクトマネージャーは詳細計画策定調査の時点では先方内の手続きの関係上特定がされなかったが、PPCAプロジェクトコーディネーターはAdministration室の副室長が内定している。

このように、本プロジェクトでは多くの関係機関と協働しながらの実施が求められ、各機関の立場・プロトコルに留意しながらプロジェクト実施に当たること。また、オーナーシップの醸成・持続可能性の観点から、TWGの場において各機関の担当者が互いに円滑にコミュニケーションを取りながら協働する体制を構築していくことが望ましい。

（３） 経済財務省の巻き込み

経済財務省は、MoEの実施する廃棄物管理事業の予算管理を行うのに加えて、EMLやEWPの組織の財務管理等も実施する役割を持っている。経済財務省は廃棄物管理事業を主体的に実施する機関ではないが、カンボジア国内における廃棄物管理事業の財務管理面において重要な役割を持つ。本プロジェクトにおいては、JCCのオブザーバーとして位置づけている。M/Pで提案されるブオンタモック、ダンコール処分場跡地における中継施設建設に係る費用も同機関が予算付与することになるため、同機関の理解を得ることに留意すること。

（４） 本プロジェクト開始までの先方内の検討状況の変化

2025年6月末にToul Prech新規処分場が完工したことを受け、カンボジア側では本プロジェクトの開始を待たずに、独自に迅速な対応を進める可能性がある。具体的には、中継施設（例：ブオンタモック）の設計や入札の推進、また中継施設とToul Prech新規最終処分場間の運搬業務を民間企業に委託するなどの動きが想定される。

また、他ドナーであるGlobal Green Growth Institute（韓国拠点の国際機関）は、EMLからの委託を受けて2025年6月より4か月間、中継施設2か所に関するPre-FS（予備的事業化調査）を実施している。小規模な調査ではあるものの、結果次第では先方内で更なる検討が進む可能性もある。

このような背景を踏まえ、本プロジェクトでは開始直後にQuick Response Reviewを実施し、必要に応じて緊急対応策として、今後2~3年分のQuick Response Planの策定も検討するなど、現状把握とカンボジア側の要望を踏まえた作業方向性の明確化が求められる。

（５） 本プロジェクトの実施スケジュール

M/Pは環境大臣による承認を想定している。2028年8月にカンボジア総選挙が実施される予定であり、選挙のタイミングとM/Pの承認プロセスが重なるのを避けるため、プロジェクト開始後18ヵ月でM/Pを策定し、24ヵ月目までに環境大臣によるM/P承認のスケジュールを想定している。最後の半年間では、M/P承認に向けたフォローや活動（ワークショップ開催等）を想定。

（６） 日本企業との連携促進

本業務では、M/P策定を通じて、廃棄物管理の2035年までの方向性を、各分野において整理する。特に、日本が強みを有する中間処理技術等の分野については、日本企業の技術・ノウハウの活用が可能と考えられるところ、受注者は、業務遂行にあたり関係情報の整理・提供に努めること。

（７） 関係機関のニーズを踏まえた能力強化活動

第3条2. <実施方針>のとおり、受注者は、本プロジェクトを通じて廃棄物管理分野におけるMoEはじめ各C/P機関の能力強化活動を行う。これらC/P機関は廃棄物管理

に係る様々な課題・ニーズを抱えており、それらを踏まえた能力強化活動を展開すること。

なお、能力強化活動実施においては、JICA作成による「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック：JICA事業の有効性と持続性を高めるために」、「キャパシティ・ディベロップメント（CD）～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して～」(いずれもJICA図書館ウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) からダウンロード可能) を適宜参照すること。

(8) 貧困層への配慮・ジェンダー主流化

本プロジェクトでは、貧困層や社会的弱者への配慮およびジェンダー主流化の観点重視する。詳細計画策定調査にてジェンダー分析を行った結果、既存処分場のダンコール処分場においてはウェイトピッカーの大半が女性であり、今後同処分場の閉鎖に伴い、これら女性が生計手段を失う可能性が高くなることが判明した。また、男性の場合には力仕事などを含め生計手段の選択肢が比較的多く存在することに比べて、女性は選択肢が少ないといった課題も確認された。

これら状況に対して、本事業はダンコール処分場閉鎖に伴い仕事を失う女性ウェイトピッカーの収入を確保する計画・提案をM/Pに反映すること。また、その前段として、本事業の第一段階に当たる調査フェーズでは、ダンコール処分場の課題のみならず、プノンペン都市圏の廃棄物管理全般に亘って存在するジェンダー課題を改めて調査し、適宜M/Pの各種計画に含むよう留意する（道路清掃業務におけるジェンダー配慮など）。

(9) 気候変動対策

本プロジェクトは気候変動対策（緩和及び適応策）に資する。M/Pでは廃棄物収集・運搬の効率化や有機ごみの管理（埋立ガスを含む）等の計画策定をとおして気候変動緩和策について検討すること。また、気候変動に伴う洪水リスク等を加味した新規処分場計画や収集計画の策定など、気候変動適応策に資する施策をM/Pで検討すること。

(10) 安全対策

安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、JICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を厳守すること。また、受注者は、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

(11) JICA課題別事業戦略の中での位置づけとデータの取得

本プロジェクトは、JICA の環境管理分野における課題別事業戦略（JICA グローバルアジェンダ：JGA）である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ：JCCI」のクラスター事業戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」に貢献するものである。

また同戦略では、クラスター全体で達成を目指すアウトカムの状態とモニタリング指標を設定しており、廃棄物管理サービス水準や廃棄物適正処分率等のデータを入手

し、指標を確認して進捗をモニタリングする方針を掲げている。プロジェクトの成果や目標達成状況をモニタリング・評価するためのベースライン・エンドライン調査を実施する際には、同戦略を参照の上、適切な指標を設定し、データ取得を行う。

(12) 先方政府側の負担事項

本プロジェクトでは専門家執務室の提供および関連の光熱費等の他、CPの日当、泊、交通費をカンボジア側が負担することで、日本側、カンボジア側双方が合意している（しかしながら、実際にはMoEにおける執務室の提供は物理的に難しい可能性もあるため、開始前に再度調整する必要がある）。

ただし、カンボジアでは慣習的にドナー側がC/Pの日当、宿泊、交通費を負担しているケースが多く、本プロジェクトにおいても同様の要請があった場合には、関係者間で協議の上、必要に応じてプロジェクト予算での対応を検討する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) 事前準備（国内作業）、Quick Response Review実施、インセプションレポートの作成・協議（プロジェクト開始後概ね1~3か月以内に完了）

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) Quick Response Review実施

初回現地渡航後、Quick Response Reviewを実施し、Quick Response Planの必要性について先方と確認する。また、必要に応じて調査項目、実施体制の見直しを検討し、R/Dの変更が必要であることが予想される場合は速やかにJICA及びMoEに連絡・相談すること。

3) インセプションレポート（案）の作成

(1) 1)・2)の結果に基づき、調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方及び手法を含む）を検討し、それらをインセプションレポート（案）として取りまとめ、JICAと協議し、了解を得る。

4) インセプションレポート（案）の説明・協議及びレポートの提出

インセプションレポート（案）を実施機関に説明・協議し、了解を得る。インセプションレポートを最終化し、MoE（必要に応じてその他主要C/Pにも）及びJICAに提出する。

(2) 廃棄物管理に係る現状調査・分析・まとめ、必要に応じたQuick Response Planの実施、プログレスレポートの作成・協議（プロジェクト開始後概ね6か月以内に完了）

1) 廃棄物管理に係る現状調査・分析・まとめ

以下の項目を含む基礎情報を国内作業・現地作業（現地での調査実施含む）を通じて収集・整理し、廃棄物管理の現状を整理する。

各調査項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。²

- ① プノンペン都市圏の都市計画等の社会経済分析
- ② 廃棄物管理に係る国家及びプノンペン都市圏における関連法制度・関連計画の把握・レビュー
- ③ プノンペン都市圏における廃棄物管理分野の現状（計画中含む）分析
 - ・ ごみ量・ごみ質（現状調査及び将来予測）
 - ・ ごみ収集・運搬
 - ・ 最終処分場
 - ・ 組織体制
 - ・ 財務経済
 - ・ 料金徴収
 - ・ 3R等に係る取組・市民意識
 - ・ 中間処理、廃棄物のリサイクル、エネルギー回収状況
 - ・ ジェンダー課題
- ④ M/P承認の手続き及び期間
- ⑤ 環境社会配慮に係る法制度の把握

なお、現地で調査が必要な場合は現地再委託を可能とする。現時点では以下の現地調査を想定しており、各現地調査の具体的な内容（調査項目、調査方法、数量等）はプロポーザルにて提案すること。

- ・ ごみ量ごみ質・ごみ熱量調査
- ・ 環境社会配慮/ジェンダー調査
- ・ 住民意識調査
- ・ ダンコール処分場の浸出水漏出状況把握と簡易対策検討

2) （必要に応じて）Quick Response Planの策定³

上記（1）の結果、必要性が認められれば、緊急対応策として今後2~3年分のQuick Response Planの策定を「（2）1）廃棄物管理に係る現状調査・分析・まとめ」と並行しながら行うこと。

3) プログレスレポートの作成・説明・協議

² なお、現地で調査が必要な場合は現地再委託を可能とする。現時点では以下の現地調査を想定しており、各現地調査の具体的な内容（調査項目、調査方法、数量等）はプロポーザルにて提案すること。

³ 本Planの作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。

(2) 1) (必要に応じて2)についても)の結果についてプロGRESSレポートとしてとりまとめ、MoE及び他C/Pに説明・協議し、了解を得る。また、JICAとも内容について協議し、了解を得る。

(3) M/Pの策定及びインテリムレポートの作成・協議(プロジェクト開始後概ね18か月以内に完了)

1) M/Pの策定⁴

M/Pの対象地域はプノンペン都(<留意事項>(1)のとおり、M/Pの最終処分コンポーネントの検討を進めるにあたって、隣接州自治体がToul Prech新規処分場に搬入予定の都市廃棄物を考慮する可能性がある)で、計画目標年次は2035年とする。M/Pは以下の項目を含むものとする。

① 収集運搬計画の検討・策定

- ・収集エリア
- ・中継施設の機能(選別施設設置の可能性検討含む)・施設計画
- ・中継施設までの運搬ルート
- ・中継施設における積み替え方法
- ・中継施設から新規最終処分場までの中継輸送ルート
- ・中継輸送機材計画
- ・組織・法制度
- ・財務・経営
- ・調達・契約制度
- ・料金体系
- ・概略事業費積算

② 既存最終処分場の改善、閉鎖に向けての検討(ダンコール処分場の漏出水問題対応含む)

③ Toul Prech 新規処分場の運営に係る検討

④ 廃棄物の中間処理に係る方針検討

⑤ DX化に係る検討

⑥ (マスタープラン全体としての)組織体制・法制度の検討

⑦ (マスタープラン全体としての)概略事業費積算

⑧ 各施策の優先順位付け(優先プロジェクト特定)、実施スケジュールの検討

⑨ 環境社会配慮調査(詳細は(9)その他②を参照)

2) インテリムレポートの作成・説明・協議

上記(3)1)のM/Pの内容についてインテリムレポートとしてとりまとめ、MoE及び主要C/Pに説明・協議し、了解を得る。また、JICAとも内容について協議し、了解を得る。

(4) M/P承認に向けた活動及びドラフト・ファイナルレポートの作成・協議(プロジェクト開始後24か月以内に完了)

⁴ 各検討項目の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。

1) M/P承認に向けた活動

M/P策定後は、プロジェクト終了までに環境省大臣によるM/P承認が終えられるように、承認促進活動を行う。⁵

2) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

本プロジェクトのすべての調査成果・活動をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、MoE及び主要C/Pに説明・協議し、了解を得る。また、JICAとも内容について協議し、了解を得る。

(5) ファイナルレポートの作成（受注者履行期間末日まで）

ドラフト・ファイナルレポートに対するMoE及び主要C/P及びJICAのコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、MoE及び主要C/P及びJICAに提出する。

(6) 能力強化活動⁶

第3条<留意事項>（7）のとおり、プロジェクト期間を通じて、MoE含む主要C/P（PPCA、EML、EWP）に対して能力強化活動を行う。主要C/Pの各ニーズに応じる形で、OJT（On-the-Job Training）、本邦研修や第三国研修、セミナー、ワークショップなどを通じて、関係機関の職員の廃棄物管理能力を向上させる。

例えば、PPCAはダンコール処分場を今後閉鎖していくための検討を行うが、その過程でダンコール処分場が抱える多くの問題に対処することが求められる。特に、ダンコール処分場では浸出水の漏出が現地で深刻な環境問題となっており、特に雨季には曝気池から公共水域への流出が懸念されている。プノンペン都においては新たにJICAによる排水借款事業も今後予定されているが、ダンコール処分場からの浸出水が雨水排水路に流入することで、排水路が汚染水の運搬経路となる可能性も指摘されている。しかし、現在PPCA職員には対応可能な職員がおらず、現場で十分な対応がされていない。本プロジェクトでは、現地調査を通じて浸出水漏出の状況を把握し、簡易的な封じ込み対策について検討を行うなどPPCAに対する適切な能力強化支援を行う想定をしている。

また、2025年6月末に完工したToul Prech新規処分場の運営・管理はEMLが行うが、これまでEMLはこの規模の衛生処分場を管理したことがない。そのため、本プロジェクトにおいては、マニュアル・ガイドライン作成や現地でのOJT等を通じてToul Prech新規処分場における運営支援強化を行うことを想定している。

更に、EWPについては各民間業者との契約変更に係るOJT等の能力強化活動が見込まれる。

⁵ 承認促進活動には、関係省庁・機関を対象としたM/Pお披露目ワークショップ等が考えられるが、他に実施すると有意義な活動を含め、作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。

⁶ 本プロジェクト開始後、各能力強化に係るニーズ及び要望については改めて主要C/Pと確認することになるが、現時点で上記以外に想定できるアイデアを含め、主要C/Pへの能力強化活動の作業手順及び基本方針をプロポーザルにて提案すること。

（７）日本企業の連携促進

＜留意事項＞（６）のとおり、本プロジェクトでは、日本企業との連携促進を重要な要素と位置づけている。受注者は、日本企業の技術・知見の活用可能性を踏まえた連携促進の方針および作業手順を、プロポーザルにて提案すること。

なお、連携促進にあたっては、以下のような観点を参考としつつ、受注者の独自の工夫・提案を期待する。

- ・ 日本企業の技術・製品の現地ニーズとの接点の整理（DX化など）
- ・ 日本側関係者との協議・情報共有の場の設定
- ・ 日本企業の関心を把握するための仕組みの検討
- ・ JICAスキームとの連動による協力機会の創出

これらはあくまで参考であり、受注者による柔軟かつ創造的な提案を歓迎する。

（８）本邦研修

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修の実施を想定している。以下が想定の大枠だが、具体的な研修内容をプロポーザルにて提案すること。

なお、最終的な研修内容はC/Pと協議しつつ検討し、JICAの了解を得た上で最終化する。

目的・研修内容	廃棄物管理
実施回数	合計1回
対象者	MoE、PPCA、EML、EWPの職員等
参加者数	約10名/回
研修日数	約2週間（移動日を含む）/回

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

（９）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：電子データ
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）
- ② ベースライン調査
- 本業務では当該項目は適用しない。
- ③ インパクト評価の実施
- 本業務では当該項目は適用しない。
- ④ C/P のキャパシティアセスメント
- 本業務では以下の対応を行う。
 - ・ 受注者は、MoE および主要 C/P を対象とし、能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。第3条＜留意事項＞（7）も参照。
- ⑤ エンドライン調査
- 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑥ 環境社会配慮に係る調査
- 本業務では以下の対応を行う。
- A. 戦略的環境アセスメント
- （ア）「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
- （イ）主な調査項目は、以下のとおり。
- ア）政策、計画等の目的・目標の検討
 - イ）相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
- (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離
- (c) 関係機関の概要
- ウ) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
- オ) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- カ) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- キ) 影響の予測
- ク) 影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）
- ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- コ) モニタリング方法の検討
- サ) 優先プロジェクトについて、事業サイトの選定に向けた代替案（事業を実施しない案を含む）の技術面・財務面・環境社会配慮面の比較検討を行う。なお、事業サイトが、相手国指定の保護区又は重要な生息地・森林を含む場合は、加えて「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月版）に関するよくある問答集（2022 年 1 月）」のうち、保護区又は重要な生息地・森林に関連する事項に沿った分析を行う。
- シ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では以下の対応を行う。
 - ・ 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
 - ・ 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

詳細は第3条<留意事項>（10）を参照。

第5条 報告書等

1. 調査報告書等

（1）調査報告書

調査業務において作成・JICAに提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、「ファイナルレポート」とする。

各報告書のMoE及び関係機関への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、各報告書の内容についてJICAから修正の指示があった場合は、MoE及び関係機関への説明・協議前に対応すること。

報告書名	記載事項	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	共通仕様書第6条の規定に基づく	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
コンサルタント 業務従事月報	共通仕様書第7条の規定に基づき、調査業務日誌を添付した月例の業務報告	毎月分を翌月10日まで	日本語	電子データ	
モニタリングシート	業務進捗状況の報告	別途指定（調査開始後6ヶ月に一度）	英語	電子データ	
インセプション レポート	業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等	調査開始後1ヶ月以内	日本語 英語	電子データ	
プロGRESSレポ ート	基礎情報収集・整理及び課題の整理結果	調査開始6ヶ月後を目処	日本語 英語	電子データ	
インテリムレポ ート	M/P（優先プロジェクトの選定結果、資金調達手法の提案等含む）、それまでに行った能力強化活動	調査開始18ヶ月後を目処	日本語 英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル レポート	承認されたM/Pに加え、プロジェクト期間を通じたすべての調査・活動	調査開始24ヶ月後を目処	日本語 英語	電子データ	
ファイナルレポ ート	ドラフト・ファイナルレポートに同じ	契約履行期限末日	日本語	製本	1部
				CD-R	1部
			英語	製本	9部
				CD-R	3部
			クメール語	製本	8部
				CD-R	5部
業務実施報告書	後述	契約履行期限末日	日本語	電子データ	

業務実施報告書は、ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載され

ない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書という位置づけ。

記載事項：

- ① 最終報告書の概要
- ② 活動内容（調査）
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（技術移転）
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料：

- ① 業務フローチャート
- ② 業務人月表
- ③ 研修員受入れ実績
- ④ （該当すれば）調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤ JCC議事録等
- ⑥ その他調査活動実績

その他、以下についてもJICAへ提出すること：

- ・ C/Pとの主たる会議等、あるいはJICA及びプロジェクトチームが主催する関連会議・検討会等における議事録（電子データ）
- ・ 本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理したもの（電子データ）。詳細は第4条2. 「（9）その他」を参照すること。

（2）報告書等作成の仕様

報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2023年12月）」を参照する。

（https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/n_files/consultant_guideline_202312.pdf）

（3）報告書等作成に係る留意事項

- ① 報告書等はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書等全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。
- ② 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデ

ータ及び情報については、その出典を明記すること。

- ③ 報告書「プロGRESSレポート」「インテリムレポート」「ドラフト・ファイナルレポート」「ファイナルレポート」「業務実施報告書」の巻頭には要約を含めること。要約は、単位報告書本文を要約するのではなく、一読してプロジェクトの成果が分かるように記載すること。
- ④ 報告書「インセプションレポート」「プロGRESSレポート」「インテリムレポート」「ドラフト・ファイナルレポート」「ファイナルレポート」「業務実施報告書」には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。
- ⑤ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫すること。

第6条 再委託

☑ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ごみ量ごみ質・ごみ熱量調査	プノンペン都における都市廃棄物を対象に、組成、含水率、密度、発熱量等の特性を調査	2回	定額計上
2	最終処分場運営資料一式（マニュアル、ガイドライン等）	Toul Prech新規処分場の運営マニュアル・ガイドライン等を作成、クメール語で製本化する作業	1回	定額計上
3	環境社会配慮/ジェンダー調査	戦略的環境アセスメントの実施支援（カンボジアにおける環境影響評価に係る手法・手続き、住民移転や用地取得に関わる法制度の把握やスコーピング（重要と思われる環境社会項目の範囲及び評価方法案の作成）、緩和策及びモニタリング計画の検討に必要な調査を含む。）。また、ダンコール処分場閉鎖に伴う女性ウェイトピッカーの影響や、プノンペン都市圏における廃棄物管理分野のジェンダー課題を把握するための調査。	1回	定額計上

4	住民意識調査	プノンペン都の住民を対象に、廃棄物の分別意識、収集サービスへの満足度、処分場に対する理解度、改善要望等を把握するためのアンケート調査	1回	定額計上
5	ダンコール処分場の浸出水漏出状況把握と簡易対策検討	ダンコール旧処分場において、浸出水の漏出箇所や漏出経路を現地踏査および水質分析により確認し、環境リスクの評価とともに、応急的な遮水・集水対策の検討を行う調査	1回	定額計上

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名 : カンボジア王国 (カンボジア)

案件名: プノンペン都市圏における広域固形廃棄物管理マスタープラン策定プロジェクト

Project for Development of the Master Plan on Regional Municipal Solid Waste Management in Phnom Penh Metropolitan Area

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における廃棄物管理セクター／プノンペン都市圏の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

カンボジアでは、経済成長と人口増加、生活水準の急激な変化により、廃棄物の排出量の増加が続いている。同国における都市固形廃棄物の排出量は、2011 年では約 64 万トンであったものが、2021 年に約 220 万トンとなり、2023 年には約 465 万トンに達したと推計されている(2023 年カンボジア環境省年次報告書)。特に、首都のプノンペンは国の人口の約 14%を占める 228 万人(2019 年計画省統計局)が暮らしており、プノンペン都の廃棄物発生量は 1 日あたり 3,700 トンに達したと推計されている(2022 年カンボジア環境省年次報告書)。この廃棄物のほとんどは、プノンペン都唯一の最終処分場であるダンコール最終処分場で処分されるが、容量が限界に近づいている。

環境省 (Ministry of Environment、以下 MOE) は、プノンペン都中心部から西北西方向に約 32km 離れたカンダル州郊外に Toul Prech 新規最終処分場を建設しており、2025 年 6 月末に完工した。これに合わせて、同じく MOE はプノンペン都中心部から北西方向に約 20km 離れたプノンペン都内のブオンタモックに中継施設用地を確保し、概略設計が進められている。また、上記新規最終処分場が運用開始された後は、現在のダンコール処分場隣接地も中継施設(及び中間処理のための選別施設)として利用する計画もある。中継施設及び新規最終処分場については、MOE が所管し、同省傘下の中継施設・最終処分場管理公社 (Enterprise for Managing Landfill and Transfer Station、以下 EML) が運営管理を行う予定である。一方、プノンペン都において、廃棄物の収集運搬はプノンペン都庁 (Phnom Penh Capital Administration、以下 PPCA) が所管しており、同 PPCA 傘下の固形廃棄物管理公社 (Enterprise for Managing Municipal Solid Waste in Phnom Penh、以下 EWP) が収集エリアを 3 つに分けて収集業者に発注し実施している。

今般、上記のとおり、新規最終処分場が完工し、新たな中継施設計画がされていること、また、中継施設以降の運搬を EML が担う予定となっていることなどから、収集ルート、収集運搬機材、料金体系、組織・法制度、財務等を新たに検討、策定する必要が生じている。なお、既存のダンコール処分場用地についても、運営管理が現在の PPCA の直営から EML に移管される予定となっている。

更に、次のステップとして、生活水準の変化によりごみ質も変化しており、増加するプラスチック等のリサイクル、分別収集についても検討する段階となっている。コンポスト等を含めた廃棄物の最終処分量削減を含め、循環型社会構築への方向性を示すことが求められている。

カンボジア政府は、第一次五角形戦略（2023～2028 年）の「強靱かつ持続可能でインクルーシブな発展」における優先事項「都市管理と近代化の強化」に廃棄物管理を位置づけている。また、MOE の「国家廃棄物管理指針・戦略（2020～2030 年）」、プノンペン都の「プノンペン都廃棄物管理戦略（2018～2035 年）」においても、排出量が急速に増加する廃棄物の管理強化が記載されている。

上記背景より、本事業はプノンペン都市圏の広域固形廃棄物管理の改善に資するべく、マスタープラン策定を支援する開発調査型技術協力プロジェクトとして実施するものである。

なお、本事業は、廃棄物管理マスタープランにおける廃棄物収集・運搬の効率化や有機ごみの管理（埋立ガスを含む）等の計画をとおして温室効果ガスを削減する観点から、廃棄物管理分野の温室効果ガスを 2030 年までに BAU 比 18%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。また、気候変動に伴う洪水リスクに対し、新規埋め立て計画や収集計画の策定を加味したマスタープランを検討していることから、気候変動適応策に資する可能性がある。

（２） 廃棄物管理セクター／プノンペン都市圏地域に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対カンボジア王国国別開発協力量針（2024 年 4 月）において、重点分野の「持続可能で公平な成長の実現」のための都市生活環境整備に資する分野として、廃棄物管理を位置付けている。

JICA においては、対カンボジア国 JICA 国別分析ペーパー（2025 年 1 月）が示す主要開発課題の「持続可能で公平な成長の実現」に都市環境改善が位置付けられており、問題が深刻化しているプノンペン都市圏におけるマスタープラン策定支援の必要性が述べられている。更に本事業は、環境管理分野における課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」に沿ったものである。

SDGs の観点からは、本事業が SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、12「持続可能な消費と生産パターンの確保」、13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献することが確認できる。

（３） 他の援助機関の対応

UNDP は、日本政府の支援による「Improvement of Disposal Capacity of Plastic Litter in Urban Provinces」（2025 年-2027 年）を実施予定である。対象地域はプノンペン都を含む都市部 4 行政区（他、シェムリアップ、シアヌークビル、トボンクムン）及び沿岸部 3 州（ケップ、カンポット、コッコン）である。海洋プラスチックごみ対策の促進を目指す取り組みであり、関連政策や規制の提案と住民啓発（プラスチックごみが急増している現状の周知や、民間会社に対しては拡大生産者責任に関する法規制の周知等）に関する活動を行う。

韓国をベースとする国際機関の Global Green Growth Institute は、ブオンタモックおよびダンコールの中継施設としての機能や、両中継施設と新規最終処分場間の運搬にかかるコスト試算などの調査を 2025 年 6 月～9 月の期間で行なっている。

また、世界銀行がカンダル州南部に最終処分場建設を計画中であるが、現時点において施工計画などの詳細は決まっておらず、今後動向を見定める必要がある。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、カンボジア・プノンペン都市圏において広域固形廃棄物管理マスタープランを策定することにより、同都市圏における適切な廃棄物管理の改善に寄与する。

(2) 総事業費

約 2.6 億円

(3) 事業実施期間

2026 年 3 月～2028 年 3 月を予定（計 24 カ月）

(4) 事業実施体制

実施機関： 環境省廃棄物管理部

プノンペン都廃棄物管理課

（環境省傘下）中継施設・最終処分場管理公社

（プノンペン都傘下）固形廃棄物管理公社

(5) インプット（投入）

1) 日本側

①調査団員派遣（合計人月：46.44） ※以下の専門分野の団員を想定

- ・業務主任者／広域廃棄物管理計画
- ・中継基地／中継輸送
- ・組織／法制度
- ・財務経済分析（契約管理）
- ・最終処分
- ・中間処理
- ・ジェンダー／環境社会配慮

②研修員受入

- ・本邦研修（受入分野：廃棄物管理）

③ その他

- ・現地セミナー・ワークショップ
- ・現地再委託調査

2) カンボジア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

- ・対象分野：廃棄物管理
- ・対象廃棄物：プノンペン都市圏における一般廃棄物
- ・対象地域：

面積（プノンペン都：約 678 km²）

人口（プノンペン都：約 228 万人、2019 年時点）

※マスタープランの対象地域はプノンペン都市圏であるが、新規最終処分場が位置するカンダル州の一部、及び隣接するコンポンスプー州、コンポンチュナン州の一部も新規処分場のユーザーとなる可能性がある。そのため、事業開始後にこれら隣接地域

を検討対象に加えるべきか否か最終決定する。

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業実施機関において連携や役割分担を想定できる事業の実施計画はない。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

Global Green Growth Institute の調査結果' Pre-Feasibility assessment - Transfer Stations and Waste Processing Facility in Phnom Penh on Public-Private Partnerships (PPP) mode in Cambodia' を、マスタープランで検討する中継基地の整備・運営に関する有効情報として活用することが可能である。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類：B

② 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月交付）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大ではないと判断されるため。

③ 環境許認可：本格調査にて確認。

④ 汚染対策：本格調査にて確認。

⑤ 自然環境面：本格調査にて確認。

⑥ 社会環境面：本格調査にて確認。

⑦ その他・モニタリング：本格調査にて確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリー分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項：

本事業は、廃棄物管理マスタープランにおける廃棄物収集・運搬の効率化や有機ごみの管理（埋立ガスを含む）等の計画をとおして温室効果ガスを削減する可能性があるとこの観点から気候変動緩和策に資する可能性があり、【廃棄物管理分野の温室効果ガスを 2030 年までに 18%削減する】という同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と【整合する】ものである。

また、気候変動に伴う洪水リスク等を加味した新規処分場計画や収集計画の策定を本マスタープランで検討していることから、気候変動対応策に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：

■GI (S)（ジェンダー活動統合案件）

<分類理由>

現地調査にてジェンダー分析を行った結果、既存処分場のダンコール処分場においてはウェイトピッカーの大半が女性であり、今後同処分場の閉鎖に伴い、これら女性が生計手段を失う可能性が高くなることが判明した。また、男性の場合には力仕事などを含め生計手段の選択肢が比較的多く存在することに比べて、女性は選択肢が少ないといった課題も確認された。これら状況に対して、本事業はダンコール処分場閉鎖に伴いウェイトピッカーとしての仕事を失う女性の生計手段を確保する計画・提

案をマスタープランに反映する。

また、その前段として、本事業の第一段階に当たる調査フェーズでは、ダンコール処分場の課題のみならず、プノンペン都市圏の廃棄物管理全般に亘って存在するジェンダー課題を改めて調査し、適宜マスタープランの各種計画に含むよう留意する（道路清掃業務におけるジェンダー配慮など）。

（９）その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

（１）インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

策定されたプノンペン都市圏における広域固形廃棄物管理マスタープランに沿って廃棄物管理が実施されることにより、プノンペン都市圏における廃棄物管理が改善される。

（２）アウトプット

プノンペン都市圏における広域固形廃棄物管理マスタープランが策定される。

（３）調査項目

１）廃棄物管理に係る現状調査・分析

- ① プノンペン都市圏の都市計画等の社会経済分析
- ② 廃棄物管理に係る国家及びプノンペン都市圏における関連法制度・関連計画の把握・レビュー
- ③ プノンペン都市圏における廃棄物管理分野の現状（計画中含む）分析
 - ・ごみ量・ごみ質（現状調査及び将来予測）
 - ・ごみ収集・運搬
 - ・最終処分場
 - ・組織体制
 - ・財務経済
 - ・料金徴収
 - ・3R 等に係る取組・市民意識
 - ・中間処理、廃棄物のリサイクル、エネルギー回収状況
 - ・ジェンダー課題

２）広域固形廃棄物管理マスタープラン策定

① 収集運搬計画の検討・策定

- ・収集エリア
- ・中継施設の機能（選別施設設置の可能性検討含む）
- ・中継施設までの運搬ルート
- ・中継施設における積み替え方法
- ・中継施設から新規最終処分場までの中継輸送ルート
- ・中継輸送機材計画
- ・組織・法制度
- ・財務・経営
- ・調達・契約制度

- ・料金体系
- ・概略事業費積算
- ② 既存最終処分場の改善、閉鎖に向けての検討
- ③ 新規処分場の運営に係る検討
- ④ 廃棄物の中間処理に係る方針検討
- ⑤ DX 化に係る検討
- ⑥ (マスタープラン全体としての) 組織体制・法制度の検討
- ⑦ (マスタープラン全体としての) 概略事業費積算
- ⑧ 各施策の優先順位付け(優先事業特定)、実施スケジュールの検討
- ⑨ 環境社会配慮調査

3) 廃棄物管理に関する Knowledge Co-Creation Activities

- ① 能力強化活動(OJT、本邦研修、セミナー、ワークショップ開催など)

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

本プロジェクトで策定するマスタープランに関連する組織体制、法制度、方針等が変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

プノンペン都の廃棄物管理においては、過去に開発調査型技術協力「プノンペン市廃棄物管理計画調査」(2003 年～2005 年)を実施し、その後、技術協力プロジェクト「プノンペン市都市環境改善プロジェクト」を 2006 年 10 月に開始した。当時のカンボジア側実施機関はプノンペン都および固形廃棄物管理公社であった。同プロジェクトもプノンペンにおける廃棄物の適切な収集、最終処分を目指すものであったが、日本側が想定していない形で固形廃棄物管理公社と収集業者との間で契約内容が急遽変更される等の問題により、同プロジェクトは協力期間を短縮し、2008 年 3 月に終了した。

現在もプノンペン都において廃棄物の収集運搬は、プノンペン都傘下の固形廃棄物管理公社が収集エリアを 3 つに分けて民間収集業者に発注している一方、今後、新たな最終処分場の稼働に伴って、収集運搬にかかる契約変更の他、公社による運営体制の調整や変更が生じる可能性もあり得る。かかる組織の役割や実施体制は、マスタープランを策定、実施するうえでの重要な前提条件に該当するものであるため、本事業実施に当たっては MOE および PPCA と常時密接に連絡を取り合うことに特段の注意を払うこととする。この観点において、本事業ではテクニカル・ワーキンググループを設け、協働作業の機会を増やすこととする。

7. 評価結果

本事業は、カンボジアの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、プノンペン都市圏における廃棄物管理の改善に資するものであり、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、12「持続可能な消費と生産パターンの確保」、13「気候変動とその影響への緊急の対処」にも貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（１） 事後評価に用いる基本指標

（提案計画の活用状況）

先方政府によりマスタープランの承認が完了しており、提案された各種プロジェクトの予算化が進んでいる。

（２） 今後の評価スケジュール

事業完了 3 年後	事後評価
-----------	------

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

共通業務内容

1. 業務計画書およびインセプションレポートの作成／改定
 - 受注者は、インセプションレポートを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援
 - 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年間活動計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
 - 受注者は、相手国の議長（開発調査型技術協力の場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
 - 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。
3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成
 - 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
 - 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
 - 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
 - プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。
4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：廃棄物管理（収集・運搬計画、中継施設計画等）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：カンボジア国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2026年2月より現地業務を開始し、2026年3月をめぐりにインセプションレポートを提出し、2026年9月をめぐりにプロGRESSレポートを提出する。2027年9月にインテリムレポートを提出し、2028年1月にドラフト・ファイナルレポートを提出し、履行期限の2028年4月までにファイナルレポートを作成・提出する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 48.54人月

「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月2.1を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2）渡航回数の目途 延べ54回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

ごみ量ごみ質・ごみ熱量調査

- 最終処分場運営資料一式（マニュアル、ガイドライン等）
- 環境社会配慮/ジェンダー調査
- 住民意識調査
- ダンコール処分場の浸出水漏出状況の把握と簡易対策検討

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- 詳細計画策定調査時の協議議事録(M/M)
- 討議議事録（R/D）

➤ 詳細計画策定調査報告書

2) 公開資料

➤ なし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有（ただし、カンボジアでは慣習的にドナー側がC/Pの日当、宿泊、交通費を負担しているケースが多く、本プロジェクトにおいても同様の要請があった場合には、関係者間で協議の上、プロジェクト予算での対応を検討する形となる。当該費用について積算に含めること）
2	通訳の配置（クメール語⇄英語）	無
3	執務スペース	有（ただし、環境省（MoE）については執務スペースについては詳細計画策定調査時点では確約されていないので、その部分については積算に含めること）
4	家具（机・椅子・棚等）	有（ただし、環境省（MoE）については家具について詳細計画策定調査時点では確約されていないので、その部分については積算に含めること）
5	事務機器（コピー機等）	有（ただし、環境省（MoE）については事務機器について詳細計画策定調査時点では確約されていないので、その部分については積算に含めること）
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

216,247,000円(税抜)

- ※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。
- ※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(25,419,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積に

よる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ごみ量ごみ質・ごみ熱量調査	「第3章 特記仕様書案第6条「再委託」	6,000,000円	調査実施費用	再委託費
2	最終処分場運営資料一式（マニュアル等）	「第3章 特記仕様書案第6条「再委託」	2,000,000円	Toul Prech新規処分場の運営マニュアルの製本化・翻訳に係る費用	再委託費
3	環境社会配慮/ジェンダー調査	「第3章 特記仕様書案第6条「再委託」	5,000,000円	調査実施費用	再委託費
4	住民意識調査	「第3章 特記仕様書案第6条「再委託」	500,000円	調査実施費用	再委託費
5	ダンコール処分場の浸出水漏出状況把握	「第3章 特記仕様書案第6条「再委託」	3,500,000円	調査実施費用	再委託費
6	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	「第3章 特記仕様書案第4条「業務の内容」（8）	8,419,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点	報酬 国内業務費

				では3号0.7人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,904,000円)	
--	--	--	--	--	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)

以 上